

地方厚生（支）局医療指導課 }
都道府県民生主管部（局） }
国民健康保険主管課（部） } 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局） }
後期高齢者医療主管課（部） }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成21年1月19日付け厚生労働省告示第7号及び第8号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

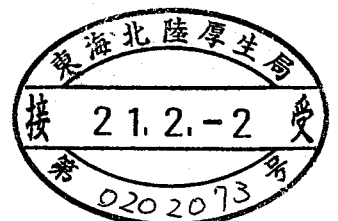
- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、注射薬2品目について、薬価基準の別表に記載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分 | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 品目数 | 8,902 | 4,438 | 3,146 | 42 | 16,528 |

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった注射薬2品目について、掲示事項等告示の別表第6に記載して、平成21年9月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第6に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分 | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 品目数 | 221 | 150 | 129 | 2 | 502 |



(参考)

薬価基準告示

| No | 薬価基準名 | 成分名 | 規格単位 | 薬価 (円) |
|----|----------------------|-----------|---------------|--------|
| 1 | グラニセトロン静注液 1 mg 「明治」 | 塩酸グラニセトロン | 1 mg 1 mL 1 管 | 1,853 |
| 2 | グラニセトロン静注液 3 mg 「明治」 | 塩酸グラニセトロン | 3 mg 3 mL 1 管 | 4,394 |

(参考)

掲示事項等告示

別表第6 第5部 (平成21年8月31日まで)

| No | 薬価基準名 | 成分名 | 規格単位 | 薬価 (円) |
|----|------------------------|-----------|---------------|--------|
| 1 | グラニセトロン静注液 1 mg 「MNPJ」 | 塩酸グラニセトロン | 1 mg 1 mL 1 管 | 1,853 |
| 2 | グラニセトロン静注液 3 mg 「MNPJ」 | 塩酸グラニセトロン | 3 mg 3 mL 1 管 | 4,394 |